

裁判員規則等の一部を改正する規則の制定に関する要綱案の概要

1 部分判決制度（裁判員規則）

併合事件審判における更新の手續 (要綱案第一の11)

部分判決で示された事項の顕出

訴訟関係人の意見を聴いた上、併合事件審判をするのに必要な範囲で、区分事件審判の証拠を取り調べる

取り調べた証拠に対する訴訟関係人の意見等の聴取

区分事件の審理における検察官、被告人又は弁護人、被害者参加人の意見陳述について、論告、弁論、意見陳述に関する刑訴規則を準用 (要綱案第一の8)

選任予定裁判員について、裁判員規則中の裁判員に関する規定に「選任予定裁判員」の文言を加えるなどの技術的な変更を加えること等

(要綱案第一の16ないし23，26ないし32)

2 裁判員等選任手續調書における録音体の引用等（裁判員規則）

(要綱案第一の24，25)

裁判員等選任手續を録音した上、裁判所が相当と認めるときは、裁判員候補者に対する質問及びその陳述等について、録音体を選任手續調書に引用することができる

3 公判調書における録音体の引用等（刑訴規則）

(要綱案第二の5，6)

裁判所が相当と認め、当事者が同意したときは、録音体を引用して公判調書の一部とする

上訴等があった場合、裁判所書記官が録音体の内容を記載した書面を作成する